

令和7年度油縄子学区コミュニティ推進会会則

(名称)

第1条 本会は、油縄子学区コミュニティ推進会と称する。

(事務所)

第2条 本会の事務所は、油縄子交流センター内に置く。

(構成)

第3条 本会は、油縄子小学校学区内および同学区に隣接する地域の住民をもって構成する。

(目的)

第4条 本会は、学区内住民の交流と親睦、および福祉増進を図り、地域の発展と明るい住みよいまちをつくることを目的とする。

(事業)

第5条 本会は、前条の目的を達成するため下記に掲げる活動を行う。

1. 調査、広報に関する活動
2. 環境美化活動
3. 防犯、防災に関する活動
4. 青少年健全育成に関する活動
5. スポーツ、レクリエーション活動
6. 地域福祉増進に関する活動
7. 生涯学習に関する活動
8. その他、目的達成のために必要な活動(啓蒙、研修等)

(専門部)

第6条 前条の活動内容毎に下記の専門部を置く。

専門部名	主な活動内容
総務企画部	活動の全般的企画 講演会 <u>夏まつり(盆踊り)</u> 会則改訂 役員選考委員会開催 他部の活動に含まれない事柄。
調査広報部	広報紙の編集発行 住民ニーズの調査 行事の広報
環境美化部	ごみゼロ運動 くさゼロ運動 不法投棄物の摘発 花いっぱい運動推進
防犯・防災部	防犯、防災意識の啓蒙 防災訓練実施 自警団活動推進 青色パトロールカー活動推進
青少年・レクリエーション部	青少年の育成 子どもの集い <u>運動会</u> <u>スポーツ振興の企画推進</u> <u>健康ウォーク実施</u> 街頭パトロールキャンペーン 等
福祉部	高齢者世帯の見守り活動 おもちゃライブラリー、ふれあいサロン、はつ らつクラブ等の推進

(役員)

第7条 本会に次の役員を置く。

- 会長 1名
副会長 若干名
正副部長 若干名
事務局長 1名
地域福祉推進員1名(複数員の場合代表者)

(地域福祉推進員)

第8条 本会に地域福祉推進員を置く。 地域福祉推進員は会長が委嘱する。
統括する推進員の他に担当ごとの推進員をおく事ができる。

(理事)

第9条 本会に理事を置く。

理事は各専門部に所属し本会の活動を推進する。

1. 理事は各町内会、自治会、民生・児童委員、各種団体、その他の推薦により選出する。
2. 理事の任期は、推薦団体の都合により決定される。

(福祉協力員)

第10条 福祉部の理事の中から地域毎に福祉協力員を選任し委嘱する。福祉協力員は民生委員、児童委員と協力し担当地域の福祉関係情報を収集する。

(監事)

第11条 本会に監事を置く。

監事 2名

1. 監事は会長が委嘱し総会の承認を得る。
2. 監事は会計の監査を行う。

(顧問)

第12条 本会に顧問を置くことが出来る。顧問は会長の相談に応じ意見を述べる事ができる。
顧問は会長が委嘱し総会の承認を得る。

(役員の選出)

第13条 総務企画部長は選考委員会を組織して会長、副会長、監事を選出し、総会の承認を得る。

1. 各専門部の正副部長は会長が委嘱し総会の承認を得る。
2. 事務局長は会長が委嘱する。

事務局長は、原則として交流センター運営委員会の事務長が兼任する。

(役員の任務)

第14条 会長は、本会を代表し会務を統括する。

1. 副会長は会長を補佐し、会長事故あるときは、これを代行する。

また、担当する専門部の事業を推進する。

2. 部長は、各専門部を統括する。

3. 地域福祉推進員は福祉関係事業につき担当役員と協議して、実行策を計画立案しその事業の実施を推進する。

4. 事務局長は、本会の庶務および会計を掌る。

(役員の任期)

第15条 役員の任期は、原則1期2年とする。ただし、再任を妨げない。

(事務局)

第16条 本会に、下記の職員を置く。

事務局長 1名

事務局員 若干名

1. 局員は会長が委嘱する。
2. 局員は会長または、事務局長の指示を受け、諸般の事務を処理する。

(会議)

第17条 本会の会議は、総会、役員会、および専門部会とする。また、必要により実行委員会を設けることができる。

1. 総会は役員、理事、顧問、事務局員をもって構成する。また、総会は委任状を含め構成人員の過半数で成立する。

(定期総会、および臨時総会)

第18条 定期総会は、年1回開催し次の事項を審議決定する。

1. 事業報告および決算報告
2. 事業計画および予算
3. 会則の改訂
4. 役員の選出
5. その他本会運営上の重要事項

また、臨時総会は、必要に応じて開催する。

(役員会)

第19条 役員会は月1回開催し、次の事項を審議決定する。

1. 総会提出資料
2. 本会運営に関する項目

(会議の招集と審議事項の決定)

第20条 総会および役員会は会長がこれを招集し、その会議の議長は、会長または、会長の指名する者とする。

1. 審議事項は全て出席者の3分の2以上の賛意をもって決定する。

(経費)

第21条 本会の経費は、補助金、助成金、交付金(負担金)、寄付金その他の収入をもってこれに充てる。

(運営規則)

第22条 運営規則は、役員会で改廃の審議および決定をして総会に報告する。

(会計年度)

第23条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、3月31日に終わる。

付 則

1. 本会則は平成10年4月1日から、これを実施する。
2. 平成26年4月 日第6条 第10条 部の名称に関し一部改訂した。
3. 平成27年4月 日第6条 第7条 第8条 第12条 第14条 内容に関し一部改訂した。
4. 平成28年4月 日第7条 第11条 第14条 内容に関し一部改訂した。
5. 平成30年4月 日第6条 専門部の活動内容を一部改訂した。
6. 令和5年4月 日第6条 専門部の防災部を防犯・防災部に名称を変更した。
7. 令和6年4月 日第6条 専門部の活動内容を一部改訂した。
8. 令和7年4月 日第6条 専門部の名称変更及び活動内容を一部改訂した。

付 記

1. 本会則は、昭和50年4月1日から実施運用されてきた油縄子市民運動協力会の会則を全面的に見直し改訂したものである。